

平成28年 3 月 1 日

各 位

曾於市長 五位塚 剛

曾於市発注の建設工事請負代金支払に関する臨時措置の延長について（通知）

平成20年12月16日付けで通知しました曾於市内に所在地を有する建設工事業者を対象とした地域建設業緊急経営強化対策の期間を下記のとおり延長することとする。

## 記

### 1 内 容

曾於市発注の建設工事請負代金の支払方法について、曾於市財務規則（平成17年曾於市規則第37号）第75条の規定による部分払いを認めることとする。

### 2 対象工事

- (1) 平成28年度又は平成29年度における曾於市発注の建設工事であること。
- (2) 請負代金額が100万円以上500万円未満の工事又は500万円以上の工事で前金払いの請求をしていないものであること。
- (3) 当該工事の出来高が3割以上9割未満であり、その出来形について検査を受けた工事であること。

### 3 措置期間

この措置は、平成20年12月16日から適用し、平成28年3月末まで延長していたものを更に平成30年3月末まで延長する。ただし、景気変動等の状況により、この期間を変更できるものとする。